実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和七年五月十四日
防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年五月二十日（予備、同月二十一日及び同月二十二日）の〇六〇〇から二〇〇〇まで
区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
実施艦　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和七年五月十四日
防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年五月二十日（予備、同月二十一日及び同月二十二日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三二度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三二度三七分五一秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和七年五月十四日
防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年五月三十日（予備、同月三十一日及び同年六月一日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)と(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下、(ウ)と(ク)を結んだ線から北側で(イ)と(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下、(イ)と(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒
実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和七年五月十四日
防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年五月三十日（予備、同月三十一日及び同年六月一日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

質問書提出

五月十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現可能性に関する質問主意書（長友よしひろ提出）
リニア中央新幹線関東車両基地までの回送線旅客線化に関する質問主意書（長友よしひろ提出）
相模川水系道志川の維持流量に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

質問書転送

五月十二日次の質問主意書を内閣に転送した。

障害年金の新規裁定における非該当件数の増大等に関する質問主意書
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する再質問主意書
NHK福岡放送局が制作・放映した番組における陸上自衛隊幹部候補生学校の教官が候補生たちに述べた沖縄戦についての発言に関する質問主意書
すべての職業の尊厳に対する政府の認識に関する再質問主意書
政務三役へのAI関連企業からの政治献金に関する質問主意書

議事日程

五月十三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十三号
令和七年五月十三日（火曜日）
午後一時開議
第一　電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
第三　日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
第四　日本学術会議法案（内閣提出）